

第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

（1）意見募集期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月15日（水）

（2）周知方法

北区ニュース（12月10日号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、X）、きたハピモバイル

（3）案の閲覧場所

子ども未来課子ども未来係、区政資料室、地域振興室、図書館、児童館、子ども家庭支援センター及び北区ホームページ

（4）意見提出者数：9名（内訳：ホームページ9名）

（5）意見総数：33件

2 提出された意見の主旨とそれに対する区の考え方

【計画策定の背景と目的】

No	意見の主旨	区の考え方
1	p.1「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。」という記載について、既に適用済であるため、「～適用されました。」としたほうがよい。	ご意見を踏まえて、修正いたします。

【計画の対象】

No	意見の主旨	区の考え方
2	p.2 計画の対象について、「（総合計画 2024 から引用）」という記載があるが、今回の計画では対象がどうなったのかわからない。今回の計画の対象が何なのかを記すべきである。	本計画上における計画の対象は、「概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。」と明記しているところです。一方で、ご意見をいただきました、「（総合計画 2024 から引用）」の記載は、分かりづらい記載となっていることから削除することとします。
3	本計画の対象は「概ね18歳未満の子ども・若者（およびその保護	本計画は、子ども・子育て支援法及び同法の規定に基づく「教育・

	者)」とされているが、低年齢への施策が中心的であるように思う。中学生・高校生を意識した事業はほとんど見当たらない。本来 18 歳以下が利用可能である児童館も「乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンター」への移行を進めるとされている。また、放課後児童健全育成事業も小学生を対象としている。中高生世代への支援事業を子ども・子育て支援事業計画に組み込むことを強く要請する。	保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本的指針」といいます。）」に基づき、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込み、確保方策等を定めております。ご意見をいただきました、中高生世代に対する施策について、区では、令和 6 年 3 月策定の北区子ども・子育て支援総合計画 2024 等に基づき推進していくこととしております。具体的には、令和 9 年度に乳幼児及び保護者への支援又は中高生世代への居場所の提供のため、全ての児童館を子どもセンター又は子ども・ティーンズセンターに移行します。現在中高生タイム（19 時までの開館延長）を実施の 3 館（滝野川東、袋、豊島東）については、子ども・ティーンズセンターに移行し、中高生の居場所機能の強化を図っていく予定です。
--	--	---

【子ども・子育て支援事業計画の考え方】

No	意見の主旨	区の考え方
4	p.4 子ども・子育て支援事業計画の考え方について、「本章「子ども・子育て支援事業計画」では、」という記載があるが、「本章」という記載は適切ではない。	ご意見をいただきましたとおり、「本章」という記載は適切ではないため、削除いたします。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施体制】

No	意見の主旨	区の考え方
5	未就学児の習い事や英語教育を充実させてほしい。	本計画は子ども・子育て支援法及び基本的指針に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目指し、区における幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めております。本計画及び北区子ども・子育て支援総合計画 2024 に基づき、就学前児童の質の高い学校教育・保育の総合的な提供に努めていきます。なお、区立幼稚園では、幼児期は何かを単独で学ぶのではなく、多くのことに直接触れ、関与することが大切であると考えており、幼稚園・こども園等で十分に遊ぶ（自分でしたいことを見付け、試行錯誤し、自分でやり遂げる喜びを感じる）ことが大切と考えています。さらに、毎年セブンヒル

	ズスクールの生徒の受け入れ・交流等により、英語に接する機会を設ける等の取組も進めているところです。
--	---

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期】

○ 地域子育て支援拠点事業

No	意見の主旨	区の考え方
6	どこの母親も核家族で気軽に育児に相談できる人はいない。児童館はオープンすぎて、初対面のママと交流はできない。産後に赤ちゃん連れで集まれる場所として、4-6 人くらいの赤ちゃんの年齢が限定（1 歳まで等）された、よりクローズな母親と赤ちゃんが集まるイベント（例 産後の肉体的・精神的変化、ケア、育児）をやってもらいたい。予約方法は、電話は赤ちゃんがいると難しいので、ウェブ予約できるようにしてもらいたい。	児童館では、歳児別の乳幼児クラブや、乳幼児親子を対象とした各種イベントを実施しております。また、令和 7 年度からは、産後の不安や育児相談の機会を提供するために、児童館や子どもセンターで妊婦、乳幼児を抱える保護者（主に産後 1 年未満の方）を対象に、助産師を講師とした講座や交流会の実施を予定しています。申し込みや予約方法については、乳幼児を抱える保護者の方が、より利用しやすい方法を検討してまいります。
7	児童館はかつて、小学生の居場所だった。学童が学校内に移り（入りきれない子ども達は近隣の施設だとしても）、子ども達は一日中学校に居ることになり、担任やクラスメートに馴染めない子ども達が、ホッとできる居場所が消えたという声を聞く。妊婦や乳幼児親子だけでなく、小学生にも「毎日開いている居場所」が必要だと思う。	「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和 5 年 12 月 22 日）にも示されているとおり、子どもの居場所については、子ども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子どもが自ら決め、行動する姿勢など、子どもの主体性を大切にすることが求められています。北区においては、放課後の子どもの居場所としてわくわく☆ひろばが全校実施されたことにより、児童館の小学生の利用者数は、大きく減少していますが、引き続き、児童館で過ごしたい小学生を受け入れ、ボール遊びや卓球、プラバン作りやペーパークラフトといった工作活動など、各種イベントを行っています。その他にも、様々な理由により、ひろばに参加しない・参加できない児童等の受入れを行っています。不登校対策については、令和 6 年 10 月より、児童館 3 館（王子東・赤羽・田端）にて、区内在住の小・中学生を対象に学びルーム「ありおーそ」（郊外別室指導支援員配置事業）を開始しています。「学校には登校できないが、外出はできる児童・生徒」への居場所の確保と多様な学びの機会を提供していきます。引き続き、児童館が子ども達にとって安全・安心な居場所と感じられるよう運営に尽力してまいります。
8	地域子育て支援拠点事業について、量の見込みと確保方策の表がありますが、過不足がないようにみえる。児童館に加え、NPO な	NPO などと連携した地域子育て支援拠点（子育てひろば）については、まず王子・赤羽・滝野川エリアに各 1 施設設置することと

	どと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます、と記載されているが、どのエリアに何か所くらい必要だと考えているか。	し、令和６年度に２施設（王子・赤羽）を開設いたしました。今後、滝野川エリアに設置すべく検討を進めております。令和８年度以降は各施設の利用者数や地域のニーズなどを検証し、設置について検討をしてまいります。
--	--	--

○ 産後ケア事業

No	意見の主旨	区の考え方
9	産後のケア宿泊サービスも３泊４日の補助は板橋区の６泊７日と比べて大きな差があるのでサポートを厚くしていただきたい。	産後ケア事業については、区としても重要な施策と位置付けており、サービス提供事業者を毎年度拡充しているところです。いただきました日数に関するご意見も踏まえ、利用者及びサービス提供事業者とも相談しながら、より有効な制度となるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
10	母親の精神的な産後ケア（産後うつまではいかないが、ホルモンバランスの乱れが、怒りっぽくなったり、攻撃的になったり、涙が出てきたり、親になるプレッシャーに耐えるなど、これまでと生活様式が一変することへの強いストレスへの対応）がほぼされていないことが問題と考える。お父さん（夫）に、女性の産後ケアについてよく学んでもらいたい。ホルモンの関係で産後は、涙もろくなったり、怒りやすくなったり、精神的に不安定になること、またその対応について学んでほしい。また、母親が自分のために、赤ちゃんを連れて講座に出掛けることはかなりハードルが高いため、Zoomなどを活用して自宅にいてもオンラインで相談できるようにしてもらいたい。	産後ケアの重要性については、ご指摘のとおりと考えております。区では、産後ケア事業について、宿泊型、日帰り型のサービスを実施しており、サービス提供施設についても毎年度拡充しております。パートナーが産後ケア等を学ぶ機会についても、拡充を進める赤ちゃん学級等で提供してまいります。また、今後、ご自宅で産後ケアサービスを受けられるよう訪問型等の実施も検討してまいります。ご意見を踏まえ、より良いサービスが提供できるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
11	産後ケア事業について、産後ショートステイの助成金は本当に助かった。ショートステイで夜に赤ちゃんを助産師さんがじっくりみてくれるだけで、心も体も休まった。今後も継続して欲しい。ショートステイで母親の疲労が取れるし、赤ちゃんの相談を助産師にすぐできる安心感があって、父親も自宅で休めるので、全員の産後ママに受けてもらいたい。すごくいい事業のため、産前のイベント時は、妊娠中の母親と父親に必ず伝えてほしい。パパの育児事業の際も、理解を得るよう伝えてもらいたい。	産後ケア事業については、区としても重要な施策と位置付けております。いただきましたご意見を踏まえ、関係機関とも相談しながら、より有効な支援ができるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
12	北区の産後ケア事業で、マドレボニータのバランスボール講座を受け、すごく良かった。ぜひ復活して欲しい。	

○ 子育て世帯訪問支援事業

No	意見の主旨	区の考え方
13	地域のネグレクト家庭の保護者に接していると、ゴミが溢れて不衛生な環境だったり、食事を作らないなどの状況にあり、本人の意識を変えるのは非常に難しいので、「支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていく」のには時間がかかる。計画案の量の見込みの考え方において記載されている「想定利用率と平均利用日数（12日）」を超えることも想定してほしい。	子育て世帯訪問支援事業における量の見込み算出に当たっては、原則の利用期間である支援開始から3か月、週1回の利用を想定しておりますが、家庭状況に応じて、利用期間の延長や回数を増やす等の対応を行ってまいります。

○ 児童育成支援拠点事業

No	意見の主旨	区の考え方
14	児童育成支援拠点事業について、「養育環境等に課題を抱える」家庭は少なくない。子ども達が日々の生活でとても困っているのに、令和9年度まで放置しているのではなく、すぐにでも着手してほしい。	児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる拠点を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。区ではこれまでも養育環境等に課題を抱える児童を早期に発見し、適切な支援につなげるため、要保護児童対策地域協議会の設置等により、関係機関が連携して、取り組む体制を整備しています。引き続き、こうした児童等へのきめ細やかな支援を継続しながら、児童育成支援拠点の開設に向けた準備を着実に進めていきます。
15	児童育成支援拠点事業について、量の見込みが令和7年度32人、8年度32人とあり、確保は令和9年度以降になっている。令和9年度まで想定数の人たちへの支援はどうなるか。区で支援が必要な子や家庭を把握できているなら、早急に対応すべきである。	

○ 親子関係形成支援事業

No	意見の主旨	区の考え方
16	当事者グループを立ち上げることは効果があるように思うが、「講義、グループワーク、個別のロールプレイ」への参加をどう促すのか具体策がほしい。	親子関係形成支援事業については、令和9年度からの実施に向け、類似事業との整理とともに、保護者が参加しやすいプログラムとなることを目指し、検討してまいります。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

No	意見の主旨	区の考え方
17	子育て短期支援事業（ショートステイ）は、満員で利用できないことがあると聞く。定員を増やしたり、地域で「協力家庭」を増やすことが必要ではないか。	区が登録した家庭で子どもを養育する「協力家庭ショートステイ」については、本計画に基づき、令和7年度から実施予定です。事業開始後は、区に登録いただける協力家庭が増えるよう周知に努めてまいります。また、いただきましたご意見を踏まえて、より有
18	子どもが一時保護されなくても地域で暮らすために、必要な支援	

	だと思う。しかし、送迎人員がいないと預かってもらえないなどの課題がある。子どもが歩いて行ける自分の地域の中でこのようなショートステイ先があると良いと思う。	効な制度となるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
--	---	------------------------------

○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

No	意見の主旨	区の考え方
19	量の見込みの考え方において「未就学児の利用については、（11）の一時預かり事業で量を見込んでいます」との記載があるが、「未就学児の利用については、（12）の一時預かり事業で量を見込んでいます」の誤りではないか。	ご意見をいただきましたとおり、誤記であるため、修正いたします。

○ 一時預かり事業

No	意見の主旨	区の考え方
20	事業概要において、「保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）」とあるが、この「余裕活用型」はこれ以降登場しないので定義する意味がない。	ご意見をいただきましたとおり、「（「余裕活用型」という。））」という定義規定は不要と考えるため、削除することとします。

○ 病児病後児保育事業

No	意見の主旨	区の考え方
21	病児病後児保育事業について、表中の量の見込み・確保方策の数字はこれで正しいか。	病児病後児保育事業は、病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。量の見込みについては区民に対するニーズ調査結果及び計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出しており、確保方策については病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出しております。ご意見をいただきました表中の数値についてはこれらの算出結果に基づく数値を記載しております。

○ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

No	意見の主旨	区の考え方
22	「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」との記載があるが。カギカッコ付で記載するなら、条例名を一字一句省略せず正確に記したほうがよいと思う。正しくは「東	ご意見を踏まえて、鍵括弧の記載を削除することとします。

	京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」ではないか。	
23	学童クラブにおいて、知識や経験が不足している職員の話をする。子どもへの接し方や子どもの権利条約などの研修を毎年実施して、レベルの底上げが必要だと思う。	わくわく☆ひろばでは、毎年度、研修計画を立て、職員研修を実施しております。日々目まぐるしく変化する子どもを取り巻く環境に対応できるよう、引き続き職員の資質向上を図ってまいります。
24	量の見込み 小学校4年生以上の児童数が1～3年生に比べて著しく低いのはなぜか？	学童クラブの登録は1～3年生までのため、4年生以上の量の見込みは、令和6年度より新たに導入いたしました一般登録早朝・夕方利用の登録人数を基に算出しております。
25	小学校4年生以上は放課後子ども総合プラン一般登録（わくわくひろば）を利用すると記載されているが、わくわくひろばの居スペースは1教室分しかなく、学童クラブとの扱いに差がありに矛盾を感じる。	放課後子ども総合プラン一般登録（わくわくひろば）の活動場所については、教室だけではなく、体育館や校庭など学校内の施設を有効的に活用しながら運営しています。
26	令和4年度の「ニーズ調査」で小学生の保護者は「長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望」について「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が57.2%と非常に高かったが、夏休みの学童期の子の居場所について、区はどのような対応を考えているか。	学童クラブは原則通年での利用となりますが、令和6年度から新たに導入した「一般登録早朝・夕方利用」は、1か月単位で登録することが出来ます。長期休業期間のみ長時間の利用を希望する保護者へは、一般登録早朝・夕方利用をご案内しております。
27	わくわくひろばでは、16時50分になると、延長制度を申請していない子らは帰り支度を促され、17時になると強く促される状況である。子どもの放課後の過ごし方として、如何なものか。わくわくの開室時間を児童館に合わせることはできないのか。	わくわく☆ひろば一般登録の開設時間は17時までのため、17時以降の利用を希望される場合は、学童クラブまたは一般登録早朝・夕方利用の登録をお願いしております。わくわく☆ひろば一般登録の開設時間を児童館の開設時間と合わせる予定はありません。
28	北区は、放課後のすべてのこどもへの遊びの提供を、生活の場の学童とあわせて、学校へ整備する方針をとり、地区ごとにあった児童館を減らしてきた。かつ、児童館を、乳幼児親子の支援拠点にするようになったと聞いている。学校という施設だけでは、子どもにとって窮屈である。かつてのように、児童館を小学生も行くところとして、再度、位置付けてほしい。	「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日）にも示されているとおり、子どもの居場所については、子ども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子どもが自ら決め、行動する姿勢など、子どもの主体性を大切にすることが求められています。区においては、放課後の子どもの居場所としてわくわく☆ひろばが全校実施されたことにより、児童館の小学生の利用者数は、大きく減少していますが、引き続き、児童館で過ごしたい小学生を受け入れ、ボール遊びや卓球、プラバン作りやペーパークラフトといった工作活動など、各種イベントを行っています。その他にも、様々な理由により、ひろばに参加しない・参加できない児童等の受け入れを行っています。不登校対策については、令和6年10月より、児童館3館（王子東・赤羽・田端）にて、区内在住の小・中学生を対象

		に学びルーム「ありおーそ」（校外別室指導支援員配置事業）を開始しています。「学校には登校できないが、外出はできる児童・生徒」への居場所の確保と多様な学びの機会を提供していきます。 相談体制の充実については、令和 5 年度より北区内の全児童館で子育て中の保護者や妊娠中の方、0 歳から 18 歳までのこどもがいつでも気軽に児童館の職員に相談できる「子どもなんでも窓口」を実施しております。引き続き、児童館がこども達にとって安全・安心な居場所と感じられるよう運営に尽力してまいります。
--	--	--

○ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

No	意見の主旨	区の考え方
29	p.35「保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援」とあるが、p.7「当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わない」という記載と不整合に思える。	ご意見をいただきました「保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援」という部分は、事業概要を記載している箇所になります。区では、令和6年4月期の保育所入所における待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じて、対象事業者等への適切な支援を実施していきます。
30	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、そもそも「本制度」が何を指すのか不明確である。	ご意見をいただきましたとおり、分かりづらい記載と考えられることから、区民の皆様に分かりやすい記載となるよう修正いたします。

【形式、体裁等】

No	意見の主旨	区の考え方
31	目次を付けてほしい。	ご意見を踏まえて、計画の冒頭に目次ページを作成することとします。
32	p7 など、「ID1-1／ 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4」という記載について、「ID1-1」についてはこれが何のIDなのか記載されていない。この「ID1-1」については、本計画（つまり、第3期北区子ども・子育て支援事業計画）における事業番号だと推察されるが、そうだとすると事業番号が付されていない項目があるのは適当ではない。	ご意見を踏まえて、「ID」に関する補足説明を追記するなど、分かりやすい記載となるよう修正いたします。
33	計画の本文、表中などにおいて、以下の形式上の不統一・不整合が	ご指摘を踏まえ、計画全体の確認を行い、フォント・大きさの調整、

ある。 (1) 文字・数字のフォント・大きさの不統一 (2) インデントのずれ (3) 数字の半角・全角表記の混在 (4) 表の右上に記載されている単位について、「(人)」と「(人数)」の混在	インデントの調整その他数字や文字の表記の体裁の統一を行います。
---	--

【参考ご意見】

本計画に直接関連したものではなく、個々の施策に対するご意見と推察されますので、区政に関する様々なご意見の一つとして今後の参考にさせていただきます。

ご意見
これから子どもを持つ人の支援として出産一時金 50 万円では、ほとんどの産院で出産費用としてたりないと思う。総合病院を選ぶと出産一時金を引いても約 30 万から 50 万円かかる。また妊娠出産に関わる通院費用が保険適用でないのも命がけの出産と子どもを持つことでの社会貢献を考えると保険適用にして頂きたい。
子育てには莫大な費用がかかるので、少ない出生数の子どもに対してこども家庭庁に莫大な予算が組まれ、さらに増税が予定されているのに、恩恵が無いと国民は納得できないと思うため、区民と連携して意見を提出していただき、政策は出産育児を経験した方にぜひ国と区の子育て育児の支援策を改善していただきたい。
ベビーカーで散歩していて、緑道公園の広場（ボールが使える場所）と歩道を区切るフェンスの土台のコンクリートに、かなり亀裂が入っているのを見かける。巨大なフェンスなので、散歩中に突然倒れてきたら怖いなと思いながら、児童館へ向かっている。一度点検していただけたらありがたい。

第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧

全体的な修正点（主なもの）

修正内容
目次の追加
誤字脱字等の修正及び文章表現・書式の体裁等に関する軽微な修正（個別の修正箇所では記載を省略します。）

個別の修正箇所

頁	修正前	修正後
1	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されました。
2	概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。（ <u>総合計画 2024 から引用</u> ）	概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。
26	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、 <u>(11)</u> の一時預かり事業で量を見込んでいます。	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、 <u>(12)</u> の一時預かり事業で量を見込んでいます。
27	新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児	新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児

頁	修正前	修正後
	を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「 <u>余裕活用型</u> 」という。）等、いくつかの種類があります。	を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり等、いくつかの種類があります。
32	「 <u>北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> 」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。	北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する <u>基準を定める条例</u> に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
35	（18）多様な主体が <u>本制度に参入すること</u> を促進するための事業	（18）多様な主体の <u>参入</u> を促進するための事業
末巻		別添の「資料編」を追加

資料編

1

北区子ども・子育て会議 委員名簿

敬称略、順不同

○第6期（令和5年8月15日～令和7年8月14日）

構 成	氏 名	所 属	備考
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学児童学部教授	会長
	石黒 万里子	東京成徳大学子ども学部教授	副会長
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会	
	太田 京子	北区民生委員児童委員協議会	
	影澤 博明	北区立小学校・中学校 PTA 連合会	(R 6. 3 まで)
	柴田 重臣	北区立小学校・中学校 PTA 連合会	(R 6. 4 から)
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	宮田 理英	一般社団法人東京都北区医師会	
区職員・ 関係行政 機関	大島 幸子	北区立児童館長会	
	奥村 宏	北区立中学校長会	(R 6. 3 まで)
	阿久津 光生	北区立中学校長会	(R 6. 4 から)
	関口 泰正	北区立小学校長会、幼稚園・こども園長会	
	野田 忠	東京都北児童相談所	(R 6. 3 まで)
	田窪 和美	東京都北児童相談所	(R 6. 4 から)
	三田 理恵	北区立保育園長会	
区民等	小林 宏一郎	公募委員	
	田崎 郁恵	公募委員	
	辻村 真実	公募委員	
	中村 章子	公募委員	

2

北区子ども・子育て会議の開催経過

○第6期（令和5年8月15日～令和7年8月14日）

子ども・子育て会議	議事
第44回 (令和6年3月25日)	(1) (仮称) 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方(案)に関するパブリックコメント実施結果について (2) 「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」(案) のパブリックコメント実施結果と今後の予定について (3) 北区児童相談所等複合施設運営指針策定について (4) 令和6年4月期の保育園入所申込状況(一次審査) と今後の待機児童解消策について (5) 令和6年度子ども未来部の組織改正について (6) 出産・子育て支援担当部長の業務内容等について (7) 令和6年度予算案主な事業(抜粋) について
第45回 (令和6年6月27日)	(1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について(諮問) (2) 子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について (3) 児童手当及び児童扶養手当の拡充等について (4) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について (5) 北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて (6) こども誰でも通園制度(仮称) の本格実施を見据えた試行的事業の実施について (7) 東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について (8) 北区民設子育てひろば事業について
第46回 (令和6年8月27日)	第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案) について
第47回 (令和6年10月28日)	(1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案) について (2) 北区子ども・子育て支援計画2020の令和5年度実績について (3) 北区子どもの未来応援プランの令和5年度実績について (4) 子どもの権利保障に関する体制整備について (5) 「ひとり親家庭等(育成手当受給世帯) 生活応援事業」の実施について (6) 王子北保育園新築計画図(ブロックプラン) について (7) 令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について (8) とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について